

EPA特恵関税適用のための4要件-1

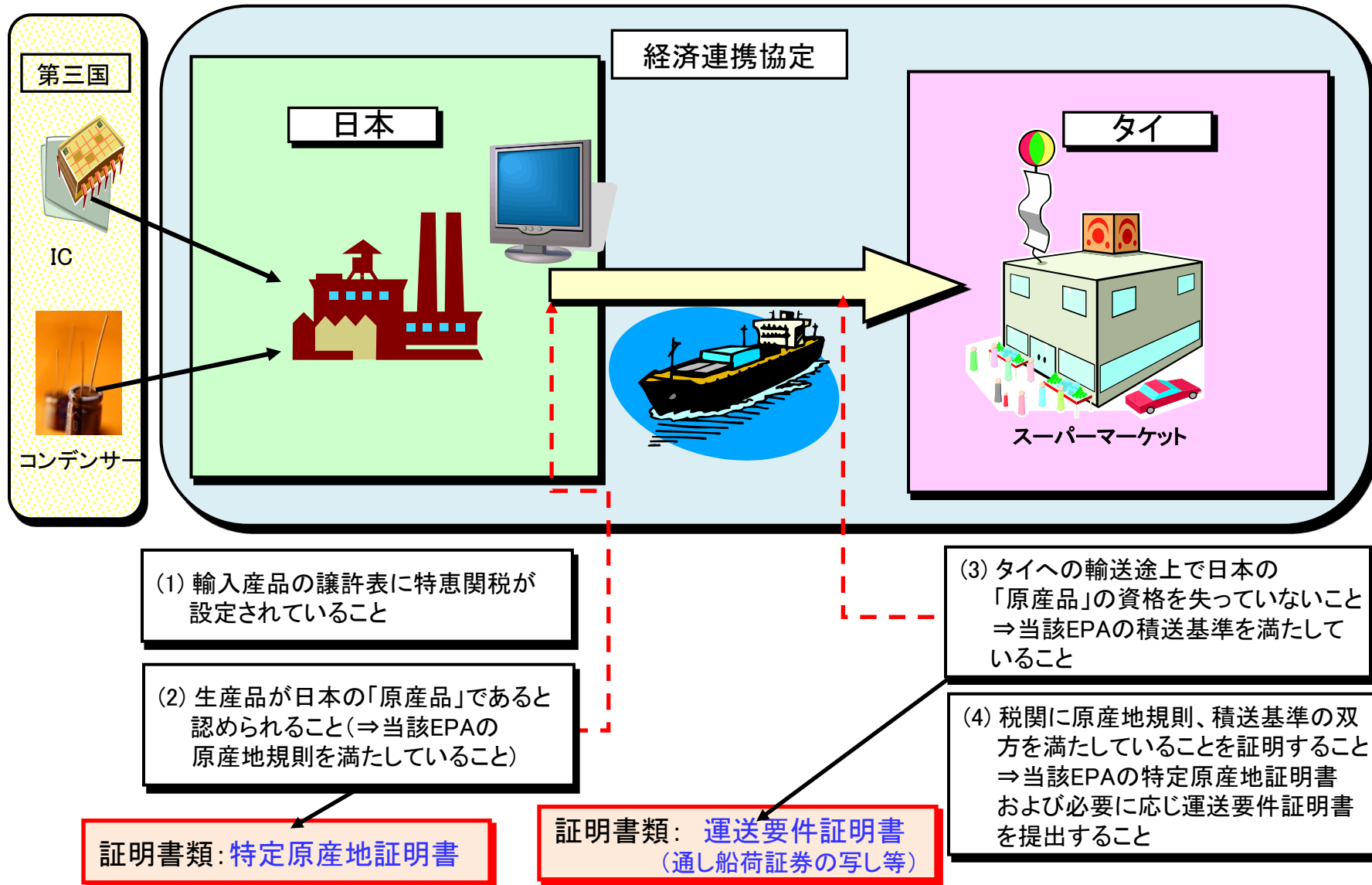
EPA協定特恵関税適用のための4要件

- (1) 対象産品が利用するEPAの関税スケジュール表(日本のEPAでは附属書1)の対象品目に指定され、**特恵関税が設定**されていること(除外品目、再協議品目ではないこと)
- (2) 対象産品に要求されている**原産地規則**(品目別規則あるいは一般規則)を**満足し**、それを**証明**すること
- (3) **積送基準**(直接輸送)を**満足し**、それを**証明**すること
- (4) 対象産品が原産地規則を満たし、積送基準を満たしていることを**輸入締約国税関に証明**すること(特定原産地証明書、認定輸出者が指定申告文を記載し署名した商業文書、通しの船荷証券の写し、Non-Manipulation Certificate、非加工証明、その他税関長が適当と認める書類等の証明書類の提出)

その他それぞれの協定の個別要求要件がある場合は、その個別要求要件を満たし、証明書の提出が必要。
以下代表例として紹介。

- ① 特定用途免税制度：JIEPAの特定用途免税制度を利用して輸入申告する場合、インドネシア税関に工業臣が承認済の特定用途免税制度登録証明書の写しを提出する。
ジェトロ http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/jiepa/pdf/k_01.pdf
- ② JTEPAの自動車組み立て用部品免税制度：
工業省工業経済事務局(OIE)発行の輸入許可証をタイ税関に提出する
ジェトロ <http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/biznews/4fd6ed476a720>

EPA特恵関税適用のための4要件-2



出所: 財務省関税局「日タイ経済連携協定—原産地規則の概要」抜粋